

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う町営住宅の提供について

【目的】

洞爺湖町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している社宅等の退去を余儀なくされている方に町営住宅の提供を行います。

【入居の取扱い】

1 入居対象者

町内に居住している世帯で、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に、雇用先から令和2年2月1日以降に解雇され、社員寮や社宅等から退去を余儀なくされる世帯（単身者を含む。）

2 入居申込の範囲

洞爺湖町内の町営住宅

3 使用期限

入居した日から原則1年以内

4 使用料等

(1) 住宅使用料 洞爺湖町営住宅条例の家賃の決定方法に準ずる

(2) 駐車場使用料 免除

(3) 敷金 免除

(4) 光熱水費、共益費、自治会費等 入居者の負担

5 入居手続等

(1) 提出書類

① 洞爺湖町営住宅一時使用許可申請書（別記様式第1号）

② 宣誓書（別記様式第2号）

(2) 添付書類

① 離職が確認できる書類（離職票、退職証明書など）

② 社員寮、社宅から退去通知（賃貸借契約書、給与明細書（社宅等経費の控除が確認できるもの）

③ 住民票

6 お問い合わせ

(1) 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分（土・日・祝日を除く）

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電話でのお問い合わせに協力をお願いします。

洞爺湖町経済部建設課住宅グループ TEL：0142-74-3007